

学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学学長等選任規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人北都健勝学園（以下、「学園」という。）の設置する新潟リハビリテーション大学の学長等の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学長の資格要件)

第2条 学長は、人格が高潔で学識に優れ、学園の教育研究方針を実現する教学面での責任者としての能力を有するとともに、教育行政に関する識見をもち、学園の経営に参画するにふさわしい者でなければならない。

(副学長の資格要件)

第3条 副学長は、人格高潔にして学識に富み、かつ、教育行政に関する識見をもち、学園の教育研究方針を実現する教学面での責任者たる学長を適切に補佐する能力を有する者でなければならない。

(学部長の資格要件)

第4条 学部長は、学部の教育研究に対して責任を果たすとともに、全学の方針と学部との間の調整役としての役割を果たせる者でなければならない。

(大学院研究科長の資格要件)

第5条 大学院研究科長は、高度な専門的研究の推進、ならびに、学園にとってより有益な研究を進める責任を果たせる者でなければならない。

(学科長の資格要件)

第6条 学科長は、学科の教育研究に対して責任を果たすとともに、全学ならびに学部の方針と学科との間の調整役を果たせる者でなければならない。

(専攻長の資格要件)

第7条 専攻長は、全学、学部、学科の方針と専攻の間の調整役としての役割を果たすとともに、とりわけ学生の教育指導に関して機動性をもって対応する能力をもつ者でなければならない。

(図書館長の資格要件)

第8条 図書館長は、教育研究に有益な図書の収蔵、活用法に精通した者でなければならない。

(学生部長の資格要件)

第9条 学生部長は、学生の有意義な学園生活を保障するために、より有効な手段と指導法を講じることのできる者でなければならない。

(学長の選任)

第10条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長を選任する。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき

2 前項第1号に該当する場合は任期の満了する日の3か月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由の生じた後速やかに行うものとする。

(学長選考協議会の設置、構成、役割)

第11条 理事長は、学長の選考を行うために「学長選考協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会委員(以下、「委員」という。)は、理事ならびに大学運営委員のなかから、理事長の委嘱による適当数(4~6名)をもって構成する。
- 3 協議会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の4分の3以上によるものとする。
- 5 委員が学長の候補に上った場合は委員の資格を失うものとし、この場合は、理事長は直ちに代替りの者に委嘱する。
- 6 協議会は、学内外、国内外を問わず、広い視野・観点から学長にふさわしい人材の選考に努める。
- 7 協議会は、学長選考に関して必要と認める場合には、有識者の意見を聞くことができる。
- 8 協議会は、合議により学長候補者を選出し、理事会に報告する。
- 9 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(学長の任命)

第12条 理事会は、協議会から報告された学長候補者について審議したうえで、学長を選任する。

- 2 理事長は、理事会で選任された学長候補者の同意を得て、これを任命する。

(学長の任期等)

第13条 学長の任期は原則3年とし、再任を妨げない。

- 2 学長の任期中にある者が、学園の就業規則に定める定年に達した場合は、学園定年規則第5条を適用し、任期の終了まで退職を延期するものとする。
- 3 不測の事態が発生し、理事会が必要と判断した場合は学長の任期を延長することができる。
- 4 不測の事態による学長の任期延長期間については学長と理事会の協議により決定する。

(副学長、学部長、大学院研究科長等の選任、任命)

第14条 副学長は、学長が指名し、理事会で選任ののち、理事長が任命する。

- 2 副学長、学部長、大学院研究科長、学科長、専攻長、図書館長、学生部長については、学長の意見を聞くほか、その経歴および本学における貢献度その他を総合勘案し、理事会が選任し、理事長がこれを任命する。

(副学長、学部長、大学院研究科長等の任期)

第15条 副学長、学部長、大学院研究科長の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、副学長の任期については、学長の任期を超えないものとする。

- 2 学科長、専攻長、図書館長、学生部長の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(欠員が生じた場合の後任の任期)

第16条 学長等に欠員が生じた場合、後任として選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第17条 この規則を施行するために必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、大学運営委員会の意見を聞いて、理事会がおこなう。

附則

- 1 この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年3月19日以後の学長等選任から適用する。
- 2 この規則の施行の際、従前の選考規程で選出された大学院研究科長、図書館長及び学生部長、並びに平成26年3月19日以後に選任された者は、この規則により選任されたものとみなす。
- 3 平成22年4月1日施行の学長選考規程は、この規則の施行日をもって廃止する。
- 4 この規則は、平成30年11月21日より施行する。
- 5 この規則は、令和2年10月21日より施行する。